

平泉町ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、平泉町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に有料で広告を掲載することに関し、平泉町企業広告取扱要綱（平成20年平泉町告示第22号。以下「要綱」という。）及び平泉町広告掲載基準（平成20年6月12日町長決裁。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の方法)

第2 町ホームページへの広告（以下「ホームページ広告」という。）の掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帶状の広告で、広告掲載の決定を受けた者（以下「廣告主」という。）の指定するホームページにリンクできるものをいう。）によるものとする。

(広告の掲載基準)

第3 ホームページ広告の内容及び表現は、要綱並びに基準の規定に適合するものとする。

(広告の規格、数量)

第4 ホームページ広告の規格、数量は、町長が別に定める仕様のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5 ホームページ広告を掲載する期間は、当該広告を掲載する月の初日から月の末日までの1箇月を単位とする。この場合において、町のホームページサーバの保守その他やむを得ない理由により町ホームページの公開を停止する事由が発生した場合においても、広告掲載の期間は延長しない。

2 ホームページ広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、ホームページ広告の掲載期間を複数の単位で希望することができる。

(広告掲載料)

第6 ホームページ広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、町長が別に定める仕様のとおりとする。

2 広告主は、掲載期間分に係る広告掲載料を、町の発行する納付書により、町長が指定する期日までに一括納入しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、廣告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、広告掲載中止日の翌日以降に係る納付済みの広告掲載料を、日割計算（計算により得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により当該廣告主に対して返還する。

5 前項の規定により返還する広告掲載料は、利子を付さない。

6 天災、町のホームページサーバの保守その他やむを得ない理由により町ホームページの公開を停止した場合については、返還を行わない。

(広告の募集)

第7 ホームページ広告の募集は、時期、広告掲載の位置、広告枠数等必要な事項を、町

ホームページ又は広報ひらいづみへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8 申請者は、町長が定める日までに、平泉町ホームページ広告掲載申請書（様式第1号）により町長に提出するものとする。

(掲載する広告の決定)

第9 町長は、第8に規定する広告掲載の申請があったときは、要綱第5に規定する委員会において速やかに広告掲載の可否を審査し、その結果を町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告を受けたときは広告掲載の承認又は不承認を決定する。この場合において、広告掲載を承認すべきものの数が広告枠数を超えるときは、次に掲げる事項により優先順位を決定するものとし、それにもより難いときは、抽選により決定する。

(1) 町内に主たる事業所、支店、営業所等を有する者

(2) 広告の掲載を希望する期間がより長い者

3 町長は、前項による決定結果を、平泉町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込者に速やかに通知するものとする。

4 町長は、前項により広告掲載を承認した場合において、必要があると認めたときは、広告の内容等に関して変更等の条件を付すことができる。

(契約の締結)

第10 町長は、ホームページ広告の掲載を決定したときは、広告主と広告掲載条件その他必要と認める事項を記した契約を取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11 広告主は、当該広告の電磁的記録（以下「広告原稿」という。）を自らの責任及び負担で作成し、町長が指定する日までに、指定する場所に提出しなければならない。

(町による広告掲載位置の決定及び変更)

第12 掲載場所内の広告の掲載位置は、抽選等適宜の方法により町長が決定する。

2 町長は、掲載期間満了によるホームページ広告の入れ替え、町ホームページのザインの変更等やむを得ない理由があるときは、掲載中のホームページ広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該ホームページ広告の位置又は順番を変更することができる。

(広告の変更)

第13 広告主は、ホームページ広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、掲載広告に係る変更申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 前項による変更申請書の提出があったときは、要綱第5の規定による委員会において速やかに変更の可否を審査の上、その結果を町長に報告するものとする。

3 町長は、前項の報告を受けたときは、掲載広告に係る変更の承認又は不承認を決定し、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14 広告主は、自己の都合によりホームページ広告の掲載を取り下げるときは、書面

により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取り消し)

第15 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載の一時停止をすることができる。

- (1) 第6第2項の規定による広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 第11の規定による広告原稿の提出がないとき。
- (3) ホームページ広告の内容等が、掲載承認後において、要綱、基準及び本要領の規定に適合していなかったことが明らかになったとき、又はその状態となったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告主の責務)

第16 広告主は、ホームページ広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

(委任)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

様式第1号（第8関係）

年　月　日

平泉町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)

平泉町ホームページ広告掲載申請書

平泉町ホームページ広告掲載実施要領の規定に基づき、ホームページ広告を掲載したいので、次のとおり申請します。

記

1 業種（営業内容）

2 掲載希望期間

年　月　日～　年　月　日（　箇月間）※1箇月単位

3 掲載広告の内容、図案等（※バナー広告デザイン案を添付してください。）
【別紙のとおり】

4 リンク先ホームページアドレス

http://

5 連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電話：

(3) FAX：

(4) E-mail：

様式第2号（第9関係）

年　月　日

様

平泉町長

印

平泉町ホームページ広告掲載決定通知書

年　月　日付けで申請のありました平泉町ホームページへの広告掲載につきましては、次のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 ホームページ広告掲載を承認します。

※なお、下記により広告掲載料の納入及び広告原稿の提出をお願いします。

① 掲載期間

年　月　日～　年　月　日（　箇月間）

② 広告掲載料及び納入期限

掲載料　円（　箇月分）

納入期限（別添納入書に記載のとおり）

③ 広告原稿（電子データ）

提出期限　年　月　日

提出先　平泉町まちづくり推進課公聴広報係

④ その他

2 ホームページ広告掲載を不承認します。

※【理由】

様式第3号（第13関係）

年　月　日

平泉町長

様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)

広告掲載に係る変更申請書

平泉町のホームページに掲載しているホームページ広告について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

<input type="checkbox"/> 掲載広告の内容、図案等	別添のとおり
<input type="checkbox"/> リンク先ホームページアドレス	http://

2 変更予定日

年　月　日

3 連絡先

- (1) 担当者氏名 :
- (2) 電話 :
- (3) FAX :
- (4) E-mail :